

# 計算書類に対する注記（法人全体用）

令和 2 年 3 月 31 日現在

法人名                   : 社会福祉法人 光の園

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

## 2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ・平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ・建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品……定額法
  - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産……該当なし
- (3) 貯蔵品の評価方法
  - ・最終仕入原価法に基づく原価法
- (4) 退職給付引当金の計上基準
  - ・広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職金交付事業の基準により計算した額を計上している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 4. 法人で採用する退職給付制度

- 1. 広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当金交付事業
- 2. 独立行政法人医療福祉機構退職手当共済事業

## 5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）  
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）  
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
  - ア. 法人本部拠点区分
  - イ. 児童養護施設光の園摂理の家拠点区分
  - ウ. 光の園高齢者部門拠点区分
    - ・ケアハウス インマヌエルホーム
    - ・デイサービスセンター デイサービスセンター光の園
    - ・居宅介護事業 光の園居宅介護支援事業所（休止中）
  - エ. 広島マック拠点区分
    - ・共同生活援助 広島マックハウス
    - ・活動支援センター 広島マック作業所

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	75,629,811	0	0	75,629,811
建物	361,884,584	0	196,502,606	165,381,978
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
基本財産特定預金	0	0	0	0
合 計	437,514,395	0	196,502,606	241,011,789

## 7. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

法人名 : 社会福祉法人 光の園

該当する事項はない。

#### 8.担保に供している資産

該当する事項はない。

#### 9.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	754,392,274	589,010,296	165,381,978
建物	53,999,420	26,380,026	27,619,394
構築物	74,764,527	71,914,861	2,849,666
機械及び装置	18,883,615	17,065,762	1,817,853
車輛運搬具	20,758,106	18,235,623	2,522,483
器具及び備品	57,952,703	50,923,515	7,029,188
有形リース資産	0	0	0
	0	0	0
合計	980,750,645	773,530,083	207,220,562

#### 10.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,707,966	0	11,707,966
合計	11,707,966	0	11,707,966

#### 11.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

#### 12.関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

#### 13.重要な偶発債務

該当する事項はない。

#### 14.重要な後発事象

該当する事項はない。

#### 15.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。